

宇宙建設革新プロジェクト 公募要領

令和 8 年 2 月 6 日
国土交通省大臣官房技術調査課

1. 公募概要

本要領は、『「月面等での建設活動に資する無人建設革新技術開発推進プロジェクト」公募要領』（令和 3 年 8 月 2 日 国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）（以下、「元要領」という。）または『「月面等での建設活動に資する無人建設革新技術開発推進プロジェクト」公募要領』（令和 4 年 6 月 22 日 国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）（以下、「R4 要領」という。）に基づき応募された技術について、令和 7 年度に実施する技術研究開発に係る手続きを定めたものです。

令和 8 年度に技術研究開発の実施を希望する場合は、本要領に基づく応募を必要とします。基本的には、元要領に則るものとします（R4 要領に基づき応募し選定された技術も含む）。

2. 公募対象

【技術研究開発ステージ】から「ステージ A: 実現可能性の検証（F/S:Feasibility Study）【1 年度間】」を削除します。

「対象技術 I については、ステージ A、または、・・・（略）・・・のみを対象とします。」は、適用しません。

「ステージ A の実施期間は、1 年度間とします。」を削除します。

ステージ B の実施期間は、「最長 5 年度間」を「最長 1 年度間」と読み替えます。（令和 8 年度末まで）

元要領「令和 3 年度は、本プロジェクトの初年度であることから、・・・（略）・・・実証を優先的に行うものとします。」については、「本プロジェクトについては、建設事業での基盤技術としての確立を目指すことから、研究開発に取り組む技術に関して、既存の技術水準及び開発見込み等について、施工現場や試験場、或いは、デジタルシミュレーションにおける実証を積極的に行うものとします。」と読み替えます。

その他は、元要領の「2. 公募対象」と同様とします。

3. 提案内容

元要領の「4. 応募者の資格等」と同様とします。

4. 応募者の資格等

「なお、技術研究開発の実施にあたっては、応募者（複数の企業、機関等からなる共同体は、その代表者が所属する法人）と国土交通省の機関との間で契約を締結することとなり、必要とする手続き等を速やかにかつ適切に遂行できる体制を有していることが必要となります。」については「なお、技術研究開発の実施にあたっては、共同体協定等を締結した共同体と国土交通省との間で契約を締結することとなり、必要とする手続き等を速やかにかつ適切に遂行できる体制を有していることが必要となります。」と読み替えます。

5. 応募から委託契約までの流れ

令和 8 年度のスケジュールは次のとおりです。ただし、審査状況等により変更することがあります。

令和 8 年 2 月 27 日 応募資料提出締め切り

〃	3月上旬	審査（書類・ヒアリング） ※3日～13日で調整中
〃	3月中旬	審査結果の通知
〃	4月上旬	契約締結

6. 応募手続き

「(1) 公募期間」は、「(1) 公募期間 令和8年2月6日10:00～2月27日17:00（必着）」と読み替えます。

「(2) 応募方法」の「提案書（別添様式（1～3））」は、本要領に添付する「応募書類〔様式1～3〕」と読み替えます。

「(2) 応募方法」の「1分以内」は、「各1分以内を基本」と読み替えます。

その他は、元要領の「6. 応募手続き」と同様とします。

7. 対象技術研究開発の選定

「選定件数は、「ステージA：実現可能性の検証」については8件程度、「ステージB：技術研究開発」については2件程度を予定しています」は、「選定件数は、「ステージB：技術研究開発」12件程度を予定しています」と読み替えます。

「なお、ステージB（技術研究開発）は、ステージA（実現可能性の検証）と比較して、より厳密に審査を行います。」を削除します。

その他は、元要領の「7. 対象技術研究開発の選定」と同様とします。

8. 選定結果等の公表・通知・契約

元要領の「8. 選定結果等の公表・通知・契約」と同様とします。

9. 委託契約額等

(1) 委託契約額の「・ステージA：実現可能性の検証については、7百万円を上限」を削除、ステージBに係る「2千5百万円」を「1千8百万円」と読み替えます。

また、下記(4)を追加し、その他は元要領の「9. 委託契約額等」と同様とします。

(4) 技術情報流出防止措置について

宇宙関連技術等の「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」（令和4年9月30日閣議決定）第1章第3節（2）において示されている技術領域に関する研究課題であって、令和7年度以降に新規に開始する課題については、以下のとおりコア重要技術等に対して技術流出防止措置を講じてください。

年度あたりの交付額が10億円以上となる場合、コア重要技術等を特定するとともに、その流出を防止するために必要な措置を講じ、これらの具体的な内容を所定の様式に記載してください。

年度あたりの交付額が10億円未満の場合においては、17.(1)に記載の問合せ先と相談してください。コア重要技術等の性質等に応じた流出防止措置を行うことが適切である場合は、応募様式にある提出書類チェックシートにチェックし、該当するコア重要技術等及びその流出を防止するために必要な措置の具体的な内容を所定の様式に記載してください。

※なお、「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」（令和4年9月30日閣議決定）第1章第3節（2）において示されている技術領域は以下の通りです。

バイオ技術、医療・公衆衛生技術（ゲノム学含む）、人工知能・機械学習技術、先

端コンピューティング技術、マイクロプロセッサ・半導体技術、データ科学・分析・蓄積・運用技術、先端エンジニアリング・製造技術、ロボット工学、量子情報科学、先端監視・測位・センサー技術、脳コンピュータ・インターフェース技術、先端エネルギー・蓄エネルギー技術、高度情報通信・ネットワーク技術、サイバーセキュリティ技術、宇宙関連技術、海洋関連技術、輸送技術、極超音速、化学・生物・放射性物質及び核（CBRN）、先端材料科学等

※なお、コア重要技術及びコア重要技術等は以下に示す技術です。

コア重要技術：研究課題の成果及びその活用の際に必要となる技術の設計・生産・利用の各段階において有用かつ中核的な技術（ソフトウェアを含む。）

コア重要技術等：コア重要技術及びコア重要技術の実現に直接寄与する技術

（注）コア重要技術、コア重要技術等いずれも公然と知られていないものに限る。

コア重要技術等についての補足説明は以下の通りです。

- 当該研究開発の成果（ソフトウェアを含む）
 - その活用の際に必要となる技術の設計・生産・利用の各段階において有用かつ中核的な技術（ソフトウェアを含む）
 - コア重要技術の実現に直接寄与する技術
- コア重要技術
- コア重要技術等
- うち非公知のもの

「当該研究開発の成果」：

国による資金を用いて実施した研究開発プログラムによって研究開発される技術（技術流出した際に、我が国の技術優位性の強化又は創出に影響があるもの）。

「研究開発成果の活用の際に必要となる技術」：

研究開発の成果を用いた製品・サービス化等の際に必要となる研究開発成果以外の技術。例えば、製品化の際に必要な製造設備やソフトウェア等。

「設計の段階において有用かつ中核的な技術」：

設計の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術。

「生産の段階において有用かつ中核的な技術」：

生産の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術。

「利用の段階において有用かつ中核的な技術」：

利用の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術。

「コア重要技術の実現に直接寄与する技術」：

その技術を知ることでコア重要技術が漏洩する可能性がある技術。例えば、コア重要技術の開発手順や設計・生産に必須となる製造装置などのパラメータ設定、サンプルの試験方法や計測法、原材料の配合などのノウハウが該当。

【コア重要技術等の具体的なイメージ例】

- ・○○素材の生産の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する温度・湿度条件
- ・○○プログラムを設計する段階において必ず使用され、かつ性能を決定するデータなど

※なお、技術流出防止措置の一例は以下の通りです。

（ア）コア重要技術等へのアクセス管理

コア重要技術及び公然と知られておらず、かつ、コア重要技術の実現に直接寄与する技術（以下「コア重要技術等」という。）にアクセス可能な従業員

を必要最小限の範囲に制限し、及び適切な管理を行うために必要な体制や規程（社内ガイドライン等含む。）を整備すること。

（イ）コア重要技術等にアクセス可能な従業員の管理

（ア）に規定する従業員に対し相応の待遇（賃金、役職等の向上）を確保する等の手段により、当該従業員の退職等を通じたコア重要技術等の流出を防止する措置を講じるとともに、当該従業員が退職する際にはコア重要技術等に関する守秘義務の誓約を得ること。また、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係する法律の諸規定に十分配慮しつつ、退職後の競業避止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。

（ウ）取引先（共同研究パートナー等のサードパーティを含む。以下同じ。）における管理

国の支援を受けて研究開発を実施する者ではなく、取引先がコア重要技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア重要技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、（ア）及び（イ）に相当する内容の措置を講じることを求め、その履行状況を定期的にレビューする等、取引先からのコア重要技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）及び下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）の諸規定に十分配慮すること。

10. 継続審査

元要領の「10. 継続審査」と同様とします。

11. 本プロジェクトに関する活動への参加

元要領の「11. 本プロジェクトに関する活動への参加」と同様とします。

ただし、「本年 10 月頃、本プロジェクトの開始にあたり、関係者間での意見交換会を予定」は、「意見交換会や情報発信等は、本プロジェクトの進捗状況に応じて、適宜、開催を予定」と読み替えます。

12～19. 成果報告及び成果等の取扱い～その他

以下の 2 点を除き、元要領の「12. 成果報告及び成果等の取扱い」～「19. その他」と同様とします。

- ・ 16. に記載の公募説明会は開催しません。
- ・ 17. (1)に記載の応募先及び問合せ先は下記のとおりとします。

国土交通省 大臣官房 技術調査課 宇宙を目指す建設革新会議 事務局宛

E-mail : hqt-unmanned_constr@ki.mlit.go.jp

- ・ 17. (2)に記載の問合せ期間は令和 8 年 2 月 20 日(金)17:00 までとします。

別表－1 委託研究開発処理科目区分表

次頁の表に変更します。

委託研究開発処理科目区分表

科目区分	内 訳
直接費	委託研究開発に直接必要な直接人件費、謝金、旅費、庁費である。
直接人件費	委託研究開発に直接従事する技術者（大学の招聘研究者、公益法人の職員又は民間会社の社員）及び所属機関の研究を支援するための職員等の人事費を積み上げ計上する。 ただし、国または地方公共団体からの交付金等で職員の人事費を負担している法人（国立大学法人、独立行政法人等）の職員は計上できない。
諸謝金	委託研究開発に直接協力する者に対する報酬若しくは謝金で、時間数、人数及び回数を計上する。
旅費	委託研究開発に直接従事する技術者および直接協力する者の調査並びに会議等の出席に要する費用で、旅行先を記し、人数及び回数を計上する。
再委託費	委託研究開発の一部（「主たる部分」を除く。）のうち、技術的判断を伴う業務を第三者に委任し、又は請け負わせる費用を計上する。
庁費	委託研究開発に必要な次の（1）～（5）の項目について計上する。
(1) 備品費	1点50,000円以上かつ長期の反復使用に耐える物品を、品目毎に積み上げ計上する。 ただし、携帯電話、スマートフォン、タブレット及びデジタルカメラについては、上記に係わらず備品費として積み上げ計上する。 ※備品は、原則、本委託研究開発終了後に委託者へ返還することになります。
(2) 借料及び損料	借り上げ機器等毎に、使用数量及び使用日時数に応じて積み上げ計上する。
(3) 賃金	委託研究開発に直接従事する非常勤職員（アルバイト等）の雇用に要する費用について積み上げ計上する。
(4) 雑役務費	委託研究開発の一部（「主たる部分」を除く。）のうち、技術的判断を伴わない軽微な業務（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、試験体製作、部材の加工等、試験、解析・検査、翻訳等）を第三者に委任し、又は請け負わせる費用を対象としています。
(5) その他	上記に該当しない経費で、費目毎に積み上げ計上する。（消耗品費等）
諸経費	委託研究開発処理に必要な経費のうち、用途及び金額が特定できない経費（電気代等）を計上する。諸経費は、直接費×諸経費率(30%)を上限とする。ただし、研究者の所属する機関において規定等がある場合は、30%を上限に研究者の所属する機関において定められた方法により計上することができる。